

老計発第0712001号  
平成18年7月12日  
老計発第0602001号  
平成21年6月2日  
老高発0709第1号  
平成26年7月9日  
一部改正 老総発0331第2号  
平成28年3月31日

都道府県  
各 民生主管部（局）長 殿  
指定都市

厚生労働省老健局計画課長

### 認知症サポーター等養成事業の実施について

認知症施策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。

このため、「「認知症を知る1年」キャンペーンについて」（平成17年7月27日付老発第0727001号厚生労働省老健局長通知）の一環として、地域や職域において、認知症を理解し、認知症の人や家族を支援する者等を養成する「認知症サポーター等養成事業」を実施してきたところであり、本事業については、先般通知された「認知症施策等総合支援事業の実施について」（平成26年7月9日付老発0709第3号厚生労働省老健局長通知）により実施する「認知症施策普及・相談・支援事業」を活用して実施することができることとされたところであるが、当該事業の円滑な実施を図るため、今般、別添のとおり実施要綱を定めたので通知する。

各都道府県・指定都市におかれては、管内の市町村並びに関係団体等との連携の下、本事業に積極的に取り組まれるよう特段のご配慮を願いたい。

(別 添)

## 認知症サポーター等養成事業実施要綱

### 1. 目的

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することを目的とする。

### 2. 実施主体

本事業の実施主体は次のいずれかとする。

- (1) 都道府県、指定都市、市区町村
- (2) 全国的組織を持つ職域団体及び企業

なお、実施に当たっては、事業の全部又は一部を事業運営が適切に実施できる団体（介護サービス事業者を除く）に委託することができる。

### 3. 事業内容及び対象者

#### (1) キャラバン・メイト養成研修事業

##### ア. 目的

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」（以下、「講座」という。）の企画・立案及び実施を行う「キャラバン・メイト」を養成することを目的とする。

##### イ. 対象者

研修の受講対象者は次の要件を満たし、原則として、講座を年間10回程度開催することができる者とする。

- ①認知症介護指導者養成研修修了者
- ②認知症介護実践リーダー研修又は認知症介護実務者研修専門課程修了者
- ③介護相談員
- ④公益社団法人 認知症の人と家族の会会員
- ⑤その他認知症に関する基本的な知識や介護経験等があり、キャラバン・メイトの業務を適切に実施できる者として実施主体が認めたもの

##### ウ. 研修内容・時間等

研修時間は概ね6時間程度とし、講座を適切に実施できるよう、次のような事項を内容とするものとする。

○研修カリキュラム（例）

研 修 内 容	標準時間
認知症サポーターの役割、認知症施策におけるサポーター養成事業の位置づけの理解等	0. 5時間
認知症に関する基礎的知識の習得、認知症の人や家族と接する際の基本的姿勢の理解、認知症サポーターとしての支援内容の理解等	2. 5時間
講座の運営方法（グループワーク含む）等	3. 0時間

(2) 認知症サポーター養成事業

ア. 目的

地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成することを目的とする。

イ. 対象者

地域、職域、学校等において、認知症の人と家族を支える意欲を持つ者であって、実施主体が適当と認めた者。

なお、本事業は、一般の住民等を対象としたものであることから、介護サービス事業者が従事者に対して実施する研修は、講座として位置づけることはできないものとする。

ウ. 研修内容・時間等

研修時間は概ね90分程度とし、キャラバン・メイトが研修を実施する。

○講座カリキュラム（例）

研 修 内 容	標準時間
認知症の基礎知識（認知症とは何か、認知症の症状とは）、早期診断・治療の重要性、権利擁護等	60分
認知症の人への対応、家族の支援、サポーターとしてできること等	30分

#### エ. その他

- ①実施主体は、講座修了者に対して、キャラバン・メイトを通じ、サポーターの証となる「オレンジリング」を交付するものとする。
- ②キャラバン・メイトは、講座開始前には講座実施計画や受講予定者数等を、講座修了後にはサポーター養成数を、実施主体に報告するものとする。
- ③都道府県・指定都市・市区町村は、養成された認知症サポーターの資質向上や地域での活動支援に資する取組をその実情に応じて実施することが望ましい。

#### 4. 事業実施に当たっての留意点

本事業の実施について、都道府県、指定都市及び市区町村においては、次の事業を活用できるものとする。

##### (1) 都道府県・指定都市

認知症施策等総合支援事業（平成26年7月9日老発0709第3号厚生労働省老健局長通知）の「認知症施策普及・相談・支援事業」

##### (2) 市町村

地域支援事業の任意事業（介護保険法第115条の45第3項第3号）